

令和 5 年度事業計画書（概要）

（令和 5 年 4 月 1 日から 令和 6 年 3 月 31 日まで）

1 会議の開催

総会、理事会、事務推進会議等の開催

2 配合飼料価格差補てん事業

（1）令和 5 年 3 月に数量契約を締結

- ・令和 5 年度契約見込数量 200 千トン
- ・新規加入者及び継続加入者の契約数量増量に係る別途納付金は徴収しない。
ただし、前年度途中において基本契約を解約し、改めて基金に加入する場合は、徴収

（2）通常補てん積立金の徴収及び納付

加入者に対し、契約数量に応じて、四半期毎に飼料荷受組合を通じて加入者分の通常補てん積立金を徴収し全日基に納付する。

単位：円／トン

| 区 分 | 通常補てん積立金 | | | | 異常補てん積立金 | 基金協会事業割会費 |
|-------|----------|--------|-----|-------|------------|-----------|
| | 加入者 | 契約製造業者 | | 計 | | |
| | | 基本 | 積増 | | | |
| 積立金の額 | 600 | 600 | 600 | 1,800 | 上期 0, 下期 0 | 5 5 |

3 令和 5 年度配合飼料価格高騰緊急対策事業（広島県が実施する緊急対策）

配合飼料輸入原料価格の急激な上昇に伴う畜産経営への影響を緩和するため、購入配合飼料費の助成（令和 5 年度の補てん対象数量に対し、1 トン当たり 9,400 円以内助成）を実施し、畜産経営の安定を図る。

4 肉用子牛生産者補給金交付制度（法制化事業）

牛肉輸入による肉用子牛価格の影響に対処するため、国、県及び生産者が積立金を積み立て、肉用子牛の販売価格が保証基準価格等を下回ったときにその差額を補てんし生産者の経営安定を図る事業の事務推進

5 肉用牛肥育経営安定対策交付金制度（牛マルキン事業・法制化事業）

生産者の抛出と国の助成により造成した基金から、粗収益と生産費との差額の 9 割を補てんし、肉用牛肥育経営の安定を図る事業の事務推進

6 その他の畜産振興事業

(1) 畜産環境整備リース事業（補助無しリース）

畜産経営者が一般財団法人畜産環境整備機構の実施するリース事業の窓口となり、申請書類の審査、貸付機械の検収及び貸付料の徴収と納付等を行う。

(2) 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業

広島県配合飼料基金畜産クラスター協議会の事務局として、公益社団法人中央畜産会が行う、中心的畜産経営体（認定農業者又は法人）への畜産環境保全、生産性向上等に必要な機械装置等をリース方式による導入に係る申請書の取りまとめ及びクラスター計画達成のための取組を推進する。